

平成29年9月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成29年9月1日(木)

2 場 所 南別館委員会室

3 開始時間 午後1時30分

4 終了時間 午後4時30分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、瀧田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、朝倉生涯教育課長、武田文化財課長、新甫学校給食課長、森図書館長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、西山高城地域振興課副課長、畝原高城地域振興課副主幹

6 前会議録署名委員

中原委員、瀧田委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、9月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員長職務代理者、中原委員をお願いいたします。

9 議事

【教育長報告】

○委員長

それでは、教育長から報告をいただきたいと思います。

○教育長

それでは、お手元にあります生徒指導の現状についてという9月定例教育委員会資料を見ていただきたいと思います。

まず1点は、毎月のようにご報告申し上げているわけですが、生徒指導の現状ということで、そこにありますように、非行問題ですが、報告は11件、昨年度よりは若干減っておりますが、夏休み中に大きな非行は、既に7月分でご報告が済んでいます自動車店裏の廃車の車に火をつけたというのが1件、7月19日です。それから、家出が2件、家出の子どもは2人も家に帰ったというような状況でございます。自動車販売店の空き地の廃車を燃やした件につきましては、警察が捜査をしている段階でございます。小学生の2人が遊びで火をつけたということです。

次に、いじめの認知件数でございますけれども、そこにありますように、小学校922件、中学校40件、詳細は右の段に書いてございます。いじめ防止の基本的な方針が変わりまして、先般申し上げたのですが、3ヶ月間様子を見なさいということになっております。いじめということがともかく、深刻ないじめから普通のからかい、ちょっかい、すべてそれはいじめとして上げなさいという国のほうが言ってきておりまして、そういう意味では、都城は真面目に結構上げてきているのかなと、そのように考えているところでございます。いじめに関するアンケートは、7月中には小学校31校、中学校15校がアンケートを実施しておりますし、小学校17校、中学校9校は毎月実施をしているということでございます。

3番目の不登校傾向ですが、平成29年7月現在では、小学校14人、中学校が増えてきており

ますが、30日以上欠席はそこにある状況でございますけれども、新規の不登校数は減ってきています。一番下を見ていただきますと、不登校数は少しずつ増えてはきていますけれども、新規のところを見てもらえますと、新規は減っているという状況でございます。それが不登校傾向でございます。

交通事故が非常に多かったのですが、25件の報告が上がっておりますけれども、13件が自転車です。飛び出し、自転車と車と接触、そういう事故が大変多ございまして、7月末現在で25件のうちの13件が自転車の事故です。

2番目に入りますけれども、2学期の生徒指導、学校訪問については、支援訪問Bとしてやっているものです。

それから、3番目の魅力ある学校づくり、これは中学校、特に妻ヶ丘中学校を中心として、国立教育政策研究所等の調査事業で、不登校の減少に取り組んでいるところでございます。まだこれは現在進行中でございます。これが成果が出ればいいがなと思っております。

その裏面を見ていただきまして、そこにあります意識調査というところを見てもらいますと、アからクまでございますけれども、3月と7月の比較が下のグラフになっているのですが、両方ともあまり改善はしてなくて、特に、ウとかエが改善されていないです。ウというのは、授業に主体的に取り組んでいる、授業がよくわかっているというところなんです。学力調査状況にも反映しているかなと思います。オからクは、いじめ、暴力等ですけども、これはそんなに改善させられたというのが結構あります。いじわるされたとか、結構このへんも多いのですけれども。授業ということに関してよくわかるとか、主体的に取り組んでいるかということ、残念ながらあまり改善をされていないところなんです。

それでは、掲げている課題が多ございまして、引き続き頑張っていかなるを得ないかなと思っております。

○委員長

報告についてお尋ねはありませんでしょうか。

○中原委員

交通事故の件ですけども、中学校の7件は3年生とか、受験生では。

○教育長

3年生は上がってきていないです。1年生、2年生が多いです。

○中原委員

部活生とかそういうものですか。

○教育長

何かほとんどは、学校帰りとかもありますけれども、あとは土曜日、日曜日というのがあります。

○委員長

2学期の支援方法のBというのがあるのですけれども。

○教育長

2つに分けて、ローテーションで。それでAとBで。

○委員長

支援訪問もAなのですけれども。

○教育長

支援訪問に行かれましたよね。Bも行くのですでしたか。私もそのところつかんでいませんが。

○委員長

普通の従来の学校訪問が支援訪問という名前が変わったと聞いたのですけれども。Bは特別に生徒指導に関する報告で、内容が決定してあるわけなのですか。

○教育長

指導主事が主として行くものだと思います。

あとで確認します。

○委員長

ほかにありませんでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

【報告第82号】

○委員長

報告第82号を高城地域振興課長よりご説明をお願いいたします。

○西山高城地域振興課副課長

報告第82号 都城市高城郷土資料館企画展「消防団のいまむかし」の開催についてご説明を申し上げます。

別紙の企画展「消防団のいまむかし」の開催要項をご覧ください。

平成29年度に都が入っていますが、これは間違いです。

目的ですが、消防団は地域防災の中核として活動しておりますので、市が所蔵する消防団についての写真や消防用品を展示し、消防団活動への理解を深めてもらうものです。あわせて、高城郷土資料館の来館者増を図ることを目的としております。期間ですが、平成29年6月17日、日曜日から10月15日、日曜日までを予定しております。開館時間は9時半から17時までです。期間中の休館日ですが、毎週月曜日が休館日となっておりますが、月曜日が祝日の時には、翌日火曜日を休館日しております。今回は、9月19日、火曜日、25日、月曜日、10月2日、月曜日、10月10日、火曜日を休館日としております。場所ですが、高城郷土資料館の2階企画展示室を予定しております。

現在、個人から寄託品である人力消防ポンプ2台についてのみ、通常展示を行っておりますが、市所有の消防用品についての通常展示は行っていないので、今回、むかしの消防団旗、法被、半鐘、河畔ポンプなどの消防用品を展示する予定です。

また、消防団活動として、保管されている写真が5千枚程度ありますので、これについても展示する予定です。

以上で、報告第82号 都城市高城郷土資料館企画展「消防団のいまむかし」の開催についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございます。

内容についてお尋ねがございましたらお願いします。

○赤松委員

すばらしい企画だと思って見せていただきました。今現在、都城地区には消防団というのは合併以前から引き続いていると思いますが、どのくらいのグループがあって、実際どのくらいの人数がいらっしゃるのでしょうか。

○西山高城地域振興課副課長

消防団については、今1422人程度団員がおります。部で71部です。

○赤松委員

この企画展は71部すべてを網羅するような形で展示されるのでしょうか。それとも、高城地区を中心に展示されるのか、そのへんは。

○西山高城地域振興課副課長

高城地区にありますが、ほかのところでもあればまた一緒に展示したいと考えております。

○赤松委員

そこに行けば、都城の消防団のいまとむかしについて勉強ができるのでしょうか。

○西山高城地域振興課副課長

そうです。

○濱田委員

消防団員というのがそもそもいつの時代からできているのでしょうか。

明治ぐらいからあるのでしょうか。

○畝原高城地域振興課副主幹

歴史的には、もともと江戸時代の町火消し、そこが始まりと考えていくとずっと続いているものだと思います。地域コミュニティの中の防災の中核としての位置づけというのは、東日本大震災、淡路阪神大震災といったところから重要なポジションとしてクローズアップされて、そういった中で、地域で活動している消防団員の活動を、2年に1回操法大会、消防出初式、そういった機会以外に何かお伝えできるような機会があればと常々思っておりまして、私も現団員なのですけれども、こういった機会に、企画展で設けさせていただければと思ひまして、考えたところです。

○濱田委員

現在の活動を伝えるということですね。

過去の展示ということではなくて、現在の活動を展示するという。

○畝原高城地域振興課副主幹

現在の活動というか、昭和43年以降の写真があるものですから、おじいちゃま、そして、その子どもさんが現役代、そして、その子どもさんがいらっしゃるといったご家庭であれば、三世代一緒に来ていただいて、おじいちゃんが現役代で活躍していたころの写真等を見て楽しんでいただければと思っております。

○委員長

1422人とおっしゃいましたが、その方たちの組織というのがいつも千人ぐらいという感覚でわかっていないのですけれども、ローテーションでスタンパっていらっしゃるものなののでしょうか。そのへん不勉強でわからないので教えていただければと思います。

○高城地域振興課長

消防団員は、日常はお仕事が自営業、そして、会社に勤める方等々いらっしゃいますので、ボランティアという形になるのですけれども、条件付きの職員という立場になりますので、そういった方たちが日常仕事をしながら、もし、自分の地域で火事になった場合には、仕事を置いて、そして、消火活動に携わったりとか、そういった形です。

団員自体は、それぞれの分団、そして、各部という単位で組織されていまして、その中で夜間見回りをするということであれば、交代で出たりとか、基本的には非常時のみの招集という形になっています。

○委員長

ありがとうございました。

ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告第82号を承認させていただきます。

【議案第23号～25号】

○委員長

議案第23号、24号、25号の3議案を都城島津邸館長よりご説明お願いいたします。

○都城島津邸館長

それでは、議案第23号から順にご説明申し上げます。

議案第23号 都城島津伝承館審議会委員の委嘱についてでございます。

都城島津邸条例第18項に基づきまして、毎年、都城島津伝承館審議会を開催し、都城島津邸における資料の収集、保存、活用について、委員の皆様にご指導並びにご助言をいただいておりますが、今年10月30日に任期が満了するため、別紙のとおり、委員の皆様にも再度委嘱するものでございます。

委員の皆様は、上から順番に、植野かおりさんが柳川市の橘家資料館の館長でございます。大賀郁夫さんは、宮崎公立大学の教授で、日本近世史の上でございます。原口泉さんは、志學館大学教授、鹿児島県立図書館の館長でもございます。日本近世、近代史の専攻でございます。福島金治さんは、愛知学院大学教授で、日本中世史と博物館学の専攻でございます。山田渉さんは、前宮崎大学の講師でございます。日本中世史の専攻でございます。山本博文さんは東京大学史学編纂所の教授で、日本近世史の専攻でございます。関周一さんは、宮崎大学の准教授で、日本中世史対外交流史の専攻でございます。委員の全員が再任となるかと思っております。任期は平成29年1月1日から平成31年3月30日までとしたいと考えているところです。

続きまして、議案第24号 都城島津邸庭園整備協議会設置要項の制定についてご説明申し上げます。

都城島津邸の庭園は、昭和48年4月に昭和天皇、皇后両陛下が宿泊された際に、両陛下の安全上のための目隠しの樹木を多く植栽したところです。それまでは、南に金御岳や田園風景が見える、景観の良い場所だったということでございます。その後、44年ほど経過し、多くの樹木が10メートル以上の大木となり、現在に至っております。本宅や周辺の建物は国の登録有形文化財及び都市文化財に指定されていますが、近年は台風が到来するたびに、倒木や大きな枝折れがあり、本宅等がその被害を受ける可能性が高くなっているところです。昨年は、銀杏を含め、十数本が倒木して、石蔵と外蔵の外壁と屋根に被害が発生して修復しております。倒木等を未然に防ぐため、また、当時の景観を確保するためにも大木の伐採等を含めた庭園の整備を検討したほうがよいという意見もあることから、今年度都城島津邸の庭園を総合的に整備するための協議会を設置し、今後の庭園整備の基本方針や計画を作成するために、専門家のご意見、ご助言を得るものと考えております。

続きまして、議案第25号は関連しますので、続けてご説明いたします。

同協議会の委員の委嘱についてでございます。

先ほど申し上げましたが、専門的な立場でのご意見やご助言をいただくことにしておりますので、次の人たちに委員の委嘱を行いたいと考えているところです。

植野かおりさんは、先ほど言いましたが、都城島津邸審議会委員でもありますが、柳川市にあります橘家資料館の館長で、御花という日本庭園がございまして、そちらのほうの管理運営を十数年継続的に行っている方でございます。関西剛康さんは、南九州大学環境園芸学部の教授でございまして、造園計画の専門家でございます。また、都城造園協同組合から樹木医と専門医を二人、都城島津邸の庭園を現在管理委託しております公益社団法人都城シルバー人材センターから1名の後田さんを予定しているところでございます。

以上、簡単ですが、議案第23号、24号、25号を説明いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございます。

ご質問はないでしょうか。

○濱田委員

島津伝承館の審議委員にはそれぞれ専門家の方々が配置されているのですけれども、どのようなことを審議するのか。運営に関してなのか、そこに保管されている資料の価値を見分けるとか、どのへんまでこの方々がされるのか教えてください。

○都城島津邸館長

今の濱田先生のご質問ですが、まずは基本的に都城島津邸の運営についてというのは、大体1月に開催するのですが、前の年のすべてのイベント、それから、企画展、管理運営をご説明申し上げて、足りないところとか、こうしたほうがいいのではないかとか、本宅は重要文化財でもございますので、そちらのほうの維持管理とか、そういうところまで色々お話をさせていただいております。資料の修復につきましても、前年度修復した資料と現在、修復していない資料等の内容をお話ししまして、より重要性のあるものの選別というか、今後、こういうものを早く修復したほうがいいのではないかとか、そういう色々な意見をいただいているところです。

○濱田委員

全般ということですね。

○都城島津邸館長

平たく言うと全般的なことということになります。

○委員長

それでは、ご質問がないようですので、議案第23号、24号、25号を決定させていただきます。

【報告第80号】

○委員長

それでは、報告第80号をスポーツ振興課長よりご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

それでは、ご説明いたします。

報告第80号は、来年2月に開催予定の第72回南九州駅伝競走大会の参加チームを募集するにあたり、実施要項を制定することについて、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任規則第3条に基づき、臨時代理しましたので、同条項の規定に基づき、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものです。

添付資料の開催要項をご覧くださいと思います。

本年度の大会概要であります。1の主催につきましては、都城市、都城市教育委員会、都城市体育協会、都城市陸上競技協会、宮崎日日新聞社の5団体となっております。また、2から4の後援、協力、協賛のとおり、宮崎県教育委員会をはじめとし、関係市町や警察関係機関、地元企業の皆様にご支援をいただき開催いたします。期日は、平成30年2月4日、10時に、えびの市真幸地区体育館前をスタートしまして、13時過ぎに都城市立美術館をゴールとする7区間、61.3キロメートルで実施する予定でありまして、昨年の第71回大会は46チームにご参加いただいております。本年度も沢山のチームにご参加いただけるよう、周知、広報に努めてまいりたいと考えております。コース、それから、中継地点については、昨年と同様となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

○濱田委員

4ページの表彰のところなのですが、大会要項4ページの三番目、7番の表彰の高校生の区間最高にジュニア区間賞を授与するはわかるのですが、高校生が区間賞を受賞した場合は、高校生としての2番目の記録の選手に授与するという意味が。

○スポーツ振興課長

大会そのものが一般と高校生も含めた混合での記録になりまして、高校生の区間の最高にジュニア区間賞、いわば区間自体は一般の部と高校の部を設けているような感じにして、通常大体一般のチームの方が

区間賞をとるのですけれども、高校生の部ということで、高校生も何チームか参加いたしますので、その区間の高校生の一番区間の記録がよかった方にジュニア区間賞を設けるのですが、万が一高校生が一般の部も交えて区間賞をとった場合については、ジュニア区間賞については2番目の記録の方にお渡しするというような内容でございます。

○濱田委員

わかりました。

○委員長

昨年が46チームで、過去はどのように推移しているのですか、チーム数は。

○スポーツ振興課長

従来は、戦後間もない、昭和20…、歴史ある大会なのですが、戦後直後はこういったイベントがない中に長期間ということで、これが、それこそ南九州の一大イベントではないのですが、そういった形で、昭和年代については相当数、参加者数も多くあったところでございますが、近年は色々なところで宮崎県でも市町村対抗駅伝をやったりとか、色々あるのですが、年々、一般のチームについてはどうしても長距離のクラブ数が減っているにあわせて、参加者数も減少はしておりますが、ここ数年については、50チーム前後で推移はしているところでございます。

○委員長

ありがとうございました。

ほかにはお尋ねはよろしいでしょうか。

雨天の日もあるということですので、よい天気でありますようにお祈りしております。

○スポーツ振興課長

ありがとうございます。

○委員長

報告の第80号を承認させていただきます。

【報告第81号】

○委員長

報告第81号を生涯学習課長よりご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第81号 平成29年度青少年育成家庭教育支援講演会開催要項の制定についてご説明いたします。

別紙1の開催要項をご覧ください。

この講演会は、教育委員会と都城市青少年健全育成市民会議が主催するもので、家庭教育学級開設事業及び青少年健全育成推進事業の一環として、毎年、要項を定め、実施しているところでございます。参加者が、家庭、学校、地域の果たす役割を再認識し、家庭教育力の向上や地域の子どもは地域で思い育てるという視点を一層深めていただき、心豊かで、たくましく、行動力に富んだ子どもの健全育成を推進することを目的としております。

今回は、11月10日、都城市ウェルネス交流プラザで10時から開会行事、10時15分から1時間半講演の予定でございます。講師にケンジョウミエコ氏を招き、「変わりゆく時代、地域として育てていくもの」の演題でご講演をお願いしております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、報告第81号について、内容についてお尋ねはありませんでしょうか。

開催の日時について、毎年お尋ねをしているかと思うのですが、ウィークデイの午前中で、仕事を持っている方たちの参加ができないということもありますけれども、やはり、土日よりもウィークデイのほうが良いということなのですね。

○生涯学習課長

これまで平成24年から26年までは、1月に開催しておりましたが、インフルエンザが多いとかそういう理由で、平成27年度からは11月に開催しております。家庭教育学級の方もみえますので、昨年は251名の方がおみえになったところでございます。

○委員長

大体、目標は何人ぐらいですか。

○生涯学習課長

今回、ウェルネス交流プラザでございますので、298名ぐらいしか、満員であってもこれぐらいの感じでございますので、280名ぐらい来ればいいかなと。去年も最初申し込みが多くてどうしようということであったのですが、実際、ふたを開けてみると、251名ぐらいになってしまうので。前は、MJの中ホールの場合は350名前後でございました。

○委員長

わかりました。

ほかはお尋ねよろしいでしょうか。

それでは、報告第81号を承認させていただきます。

【報告第78号】

○委員長

報告第78号を教育総務課長よりご説明お願いいたします。

○教育総務課長

それでは、ページをお開けください。

報告第78号 専決処分した事務 平成29年度都城市教育委員会名義後援及び共催についてご説明いたします。

1枚めくってください。

横長のA4の表がございますけれども、こちらが7月21日から8月24日までに、11件の名義後援を承認したものです。詳細につきましては、生涯学習関係が1件、スポーツ関係が2件、文化財関係が1件、総合支所関係が1件、その他教育総務課で受け付けたものが6件となっております。

続きまして、次のページをお開きください。

次が共催のほうです。こちらも同様の7月21日から8月24日までに9件の承認をしております。内訳につきましては、学校教育関係が8件、都城島津邸が1件となっております。

名義後援のほうの表を見ただけですか。

こちらのほうの表の一番左側にナンバーが打っておりますけれども、59番と61番と63番、ここに平成28、27、26年の実績で横棒が引いてあると思っておりますけれども、59番は宮崎県芸術文化協会が申請団体です。63番は都城青年会議所が申請団体で、過去にもあったのですが、この申請団体が新たにイベントということで、ここは波線が引かせてあります。初めてのイベントのところですので、担当課が入力したのですが、このあたりをちょっと工夫して、これまでその団体がした場合のイベントの新たなものは工夫して表示してまいりたいと考えております。

それでは、本日は、委員の皆様にご審議をしていただきたいと思います。

共催の次のページを開けていただきたいと思いますので、**「日本と再生」**の上映会ということで、今回、名義後援で申請がありました7月21日から8月24日までのものなので、7月27日付で申請されて、それをまず受けたところでございます。申請書によりますと、まず、名称として映画**「日本と再生」**の上映会、主催者の名称が、映画**「日本と再生」**上映実行委員会となっております。他の後援者名簿、都城市、宮崎日日新聞、毎日新聞、実施される日時は、10月29日、実施場所は五十市地区公民館、行事の趣旨、目的としましては、自然エネルギーの現状をよく知っていただきたいということです。行事の内容は、映画の鑑賞とそのあとの意見交換会、対象者の人数ですけれども350名ほど、入場料は500円となっております。これは、初めての申請でございます。

次を開けていただいてもよろしいでしょうか。

映画**「日本と再生」**試写会のご案内というところに、都城北諸自然エネルギー学習会と書いてあります。中ほどに書いてありますけれども、試写会を8月3日に小松原公民館で実施しますよということなので、これを受けたときには既に終わっていました。中身としましては、地球の環境問題ということで、自然エネルギー、再生可能エネルギーの利用を皆で考えていこうということで、7行目に、映画**「日本と再生」**は自然エネルギーは安全で、経済的にも十分成り立つことを紹介しているドキュメンタリー映画です。世界各地の自然エネルギー利用の現場をルポしており、自然エネルギーについての見聞を広げる助けになるのではないかとということで、学習会はうたっております。

次を開けていただけますか。

文字が小さくて分かりづらいかもしれませんが、この申請を受けまして、こちら側としては「即答は出来かねます。」ということで教育長にご相談いたしました。教育長が「質問をしていただけますか。」ということで、事務局のほうから学習会の実行委員会に質問した結果がここになります。

まず、組織についてということで、この実行委員会は、日本と再生を上映するための会なので、上映終了後直ちに解散となります。委員会はなくなるということです。その次の括弧なので、映画の内容ですけれども、先ほどの文面と全く一緒のものです。

次のページに、上映当日の運営についてということで、上映後は意見交換を予定しているということで、一番最後の行に、中ほどから、原発推進、原発反対などの署名をとることはありません。そして、一番最後の括弧の中立性についてなので、最後の二行目の中ほどから、後援不可の場合はその理由を簡単でも示してくださいという要望がきております。

今の現時点では、こちら側の是非については、実行委員会には伝えていない状況です。教育長の判断を仰ぎまして、今回、委員会におかけして、ご審議いただいて、結果を出したいと考えております。

その結果に基づいて、委員会のほうには回答するわけですが、名義後援に関する規則というものがございまして、一枚紙で渡してあると思います。こちらの第4条と第5条、まず、第4条は、申請が名義後援の対象にあたるかどうかということで、(1)から(8)で示しております。これは、(1)から(8)に該当する場合はだめですということです。第5条の主催者に関しましては、(1)から(7)までに該当すれば丸ですよとなります。まず、(1)からまいりたいと考えます。

第4条第1号ですけれども、簡単に説明します。

行政方針に合致しないと認められるのはだめです。(2) 営利を目的とするもののためです。(3) 金品の寄附、援助、事業への参加等を強要するもののためです。(4) 特定の思想、心情または宣伝を目的とするものためです。(5) 特定の地域、団体、一部のものを対象とする場合もだめです。(6) 運営上に問題があるもの、(7) 教育委員会に経費の負担を求めてくるもの、最後に、(1)から(7)以外で名義後援することが適当でないと認められるものです。

続いて、主催者のほうになります。

第5条の(1) 公共的団体であれば大丈夫です。(2) 公益法人、もしくは特定非営利活動促進法第2条

第2項に規定する特定非営利活動法人は大丈夫です。(3)市民の福祉または文化の向上に寄与する活動を継続的に行っている団体、(4)国または地方公共団体が構成員となっている実行委員会、(5)国または他の地方公共団体の名義後援を受けた実績のある行事と同一の行事を市内で行うために結成された委員会、(6)文化振興を目的とする行事等を市が開催することに伴い、その開催の趣旨に賛同したものに構成された団体、最後に、教育長が適当と認めるものとなっております。

ここで一番問題になるのが、第4条の(1)と(4)、まずは、教育委員会の基本的な行政方針に合致するのか合致しないのか。あとは(4)の特定の思想とか心情、もしくはある思想を目的とするもの。この2つをご審議いただきたいと考えております。

モノクロのパフレットの裏面を見てくださいと、太陽、風、地、バイオマスと再生可能エネルギーに対して、エネルギーの利活用をしましょうということで、ここに原発のことが入っています、文字としては、

○教育長

今、課長のほうから説明があったのですが、私も非常に判断に苦慮して、今回、教育委員会にかけたほうがいいかなという判断をさせていただいたわけです。私の判断は、先ほど課長に説明していただいた第4条の(4)に、すべてがそうではないのですが、抵触するのではないかと考えています。(1)のところ、教育委員会の基本的な行政方針というのは教育に関してなのですが、このような国を二分するような内容の行政方針はとり得ないと考えられます。それと、主催者団体がどこにあたるのかというのが、明確に特定できない。いわゆる、個人で上映をしましょうと書いておられますが、臨時的に作られた会に教育委員会が名義後援するのかという問題。または、個人的な学習会を主催されるところに、教育委員会が名義後援するのかという問題からいくと、ちょっと主催者というところに問題があるかなと思います。一人しか書いていらっしゃらないのでわからないのですが、ほかの団体と連携がありますかといったら、そうでもないといらっしゃるので、いわゆるどこかの活動を行っている団体と連携もありませんと、まさに時限的にやっつけらっしゃると思われまして。この人たちのこれまでの活動ということがわからない。そういう意味で、3つの点、(1)(4)、そして、主催者団体の観点から、私としては不許可としたいと思ったのです。

○委員長

今のお話を相談して、まだ考え中ではありますが、お尋ねとか、ご意見がありましたらいただけますでしょうか。

○田中教育部長

名義後援をしないという第4条のどれを使うかということで、先ほど課長が説明をした特定の思想もしくは信条、また宣伝を目的とすると認められるということよりは、むしろ(8)を適応したらいかがでしょうか。

○委員長

確かに、(4)の特定の思想もしくは信条というものを理由にすると、総体的といえますか、何か反論があると思うのです。

○教育長

私も思います。まずこれにひっかかるとは思っているのだけれども、それだけが理由ではないと考えていまして、3点から総合的に考えて判断したというわけです。

○委員長

主催者が継続的に行っている団体というのは、今のとは置いてなのですが、これはちょっと難しいのかなと思うのです。これには該当するのですが、今回は、このことも該当するのではないかと思います。

○教育長

継続して行っているわけではないという。

○委員長

これは暫時的な団体であるということも理由にはなると思うのですが、ただ、今回の問題とは別に、名義後援の時に、1回限りの催しのときにできないかというものがあるので、今回の問題はここにあてはめてもいいように思うのですけれども、この名義後援自体がこういうのだと、必ずしも継続した団体でなくてもいいのではないかと思います。

○田中教育部長

継続的な継続が何をもって継続かとかいうことが出てくるからですね。

○委員長

ここで先ほどご説明があったように、3年間棒線だったというようなところに結構こだわりますけれども、今回、初めてスタートしたというようなこともあるわけで、すべてのかせになるというのはちょっとどうかと思ったところなのです。今回の場合はこのようにうたってあるので、このところも理由にはなるかと思えます、逆に。今回のお話については。

○教育長

映画の上映会など、シネサロンは都城の会みたいなものがあるではないですか、あれはずっとそれをやっていたらしゃる会だから、それは別に、今までも後援しているわけです。今回は、特定の自分たちの活動を推進するようなものを上映しようということに近いですね、どちらかという。

○教育部長

その映画そのものがその思想を宣伝する映画であるわけです。

○教育長

そうです。まったく中立ではないです。映画そのものは監督さん自身が意図を持っておられる映画ですし、それを上映したいとおっしゃって、当然、それにシンパシーがなければやらないわけで、先ほど田中部長が言われたような形の表現で、もし皆さんがよければなるけど、却下という方向で考えてはどうでしょうか。

○委員長

それでは、ただいまの名義後援の件はよろしいでしょうか。

そうしましたら、報告第78号を今の結果で承認させていただきます。

【議案第22号】

○委員長

それでは、議案第22号をお願いいたします。

○教育部長

それでは、議案第22号をご覧ください。

平成29年度の9月補正予算でございます。

補正予算の概要をご説明申し上げます。鏡部分をめくっていただきまして、資料の1ページの資料をご覧ください。

1ページの9月補正予算案歳入をご覧ください。歳入につきましては、9月補正予算として、補正予算案の一番下の総計の額になりますが、総額210万9千円の増額補正でございます。補正後の歳入予算総額が7億2322万6千円となります。

続きまして、2ページ、3ページをご覧ください。こちらは歳出の一覧でございます。歳出の総額は、3ページの一番下の総計の9月補正予算のところをご覧ください。1623万1千円の増額補正となります。補正後の歳出総額は、42億7079万5千となります。

それでは、歳出の補正の主なものにつきまして、委員会説明資料に基づきまして説明いたします。

9ページをご覧ください。

まず、教育総務課分でございます。学校委員活動事業としまして、学校分収林の売り払いに伴います学校分収林積立基金補助金の増額補正169万9千円を計上しております。山之口麓小学校にかかるものであります。

続きまして、めくっていただきまして、11ページをご覧ください。学校教育課分として下段の小学校フッ化物洗口事業219万8千円を新たに計上しております。本事業は新規事業であり、進め方と事業の詳細につきまして、後ほど学校教育課長からご説明いたします。

続いて、15ページをご覧ください。下段でございますが、生涯学習課分になります。地区公民館費につきまして、再任用職員を配置できなかったことに伴いまして、非常勤嘱託職員の賃金等493万4千円を増額補正するものです。

続いて、16ページをご覧ください。文化財課分として、絵本「都城の歴史」の作成事業として、絵本を販売するための増刷、千冊分に係る印刷製本費等の増額156万円を補正するものでございます。

続いて、次のページの17ページをご覧ください。学校給食課分でございます。高城学校給食センター管理運営費につきまして、再任用職員が退職したことに伴い、代替の非常勤嘱託職員の賃金等の増額補正であります。なお、高城学校給食センターにつきましては、保護者、地域、学校等の理解を得まして、来年度からの委託へ向けて準備を進めているところであります。

次にめくっていただきまして、18ページをご覧ください。図書館分でございます。国際ソロプチミスト都城様より、図書館児童図書購入用として、指定寄附金5万円をいただきましたので、図書充実費として同額の5万円の歳出補正を受けまして、その指定寄附金を充当するものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

学校教育課長から引き続き、先ほどのフッ化物洗口事業につきまして、説明をいただきます。

○学校教育課長

それでは、小学校フッ化物洗口事業としまして、219万8千円の事業費について説明をいたします。お手元の資料をご覧ください。3点について申し上げます。

1点目が事業スケジュール、2点目がモデル校の選定、3点目は事業費の積算についてでございます。

それでは1枚めくっていただきまして、初めてに、事業スケジュールでございますが、9月の補正予算にかけますので、実際には10月から本格的に動くこととなります。しかしながら、実際にフッ化物洗口を行う学校の校長先生方には特に前出しをしておかないといけないと思われましたので、今実際に前出しが上がっております。さらに、すべての校長先生方に、先日行われました校長会で、このことについても触れております。10月になりまして、事業説明会の実施に入ります。事業説明会は2つあります。1つが教職員向けの説明会をまず行います。その後に、保護者向け説明会を行います。これは、歯科医師会とも協力をしながら行う予定となっております。3つ目に、その説明が終わってから、それぞれの保護者からご自分のお子さんのフッ化物洗口をしますかというアンケートをとります。そうしますと、同意のあったところの3分の2以上の保護者が賛成した場合にのみ、この学校での実施を推進するという形にしたいと思っております。11月になりまして、事業説明会をもとに実際に3分の2以上の賛同を得たところへ事業開始のための物品、マニュアル等をお渡しいたしまして、実施になってまいります。12月から3月までモデル校での実施を考えております。

では3ページをお開きください。

モデル校の選定につきましては、平成29年度のモデル校は10校です。

このモデル校の選定理由につきましては、フッ化物洗口を経験した児童が多く在籍している学校という形で選ばせていただきました。これは、保育園、幼稚園、こども園等で、実証していたという子どもたちが上がってくる学校でございます。また、上記の学校の中で、歯科医師会と事前協議を行いまして、モデ

ル校として適切であるご推薦をいただいた学校でもございます。10校の先生方に内々に打診をしたところ、拒否をする学校はございませんでした。ですが、うちですか?というようなことは言われました。8月29日、火曜日の市の校長会で、すべての校長先生方に説明をしております。今後の見通しについて、年間10校ぐらいつつふやしていくということで、急激なスタートではないということで申し上げます。

それではもう1枚めくっていただきまして4ページでございますが、事業費の積算をここに出しておりますけれども、これだとぼやっとしてしまいますので、その下の5ページを見ていただきたいと思えます。準備物としては、フッ化物洗口の薬剤、水道水、フッ化物洗口の希釈液を作っていくポンプ、プッシュ式のポンプを使いたいと考えております。そして、使用する時に使う使い捨てのビニール手袋、紙コップ、これは1教室30人ぐらいを想定してのものを書いております。ペーパータオルを用意します。廃棄用ビニール袋1枚、フッ化物洗口の誤飲対応用品としまして、リンゴカルエンというカルシウム剤があります。そういうものを用意しておきます。運搬用費並びに購入備品としまして、フッ化物洗口薬剤の保管庫と薬品保管庫、この2つを備品として購入する予定になっております。

実施の手順でございますけれども、実施前日に手袋を着用した後に、フッ化物洗口の希釈液を作成します。そして、フッ化物洗口の希釈液の薬液を保管庫に保管しておく。実施日になりましたら、その保管庫から取り出して、教室へ運ぶ。紙コップとフッ化物洗口の薬液を10ml、大体プッシュとして2回プッシュだそうです。2回ぐらプッシュすると10mlになるということですが、ペーパータオルとともに、児童へ配布する。そして、フッ化物洗口を1分間、やってみると1分間はなかなか大変なものなのですが、児童に配布したフッ化物洗口薬剤で紙コップの中へ吐き出させ、ペーパータオルで口を拭かせ、紙コップの中にそのペーパータオルを押し込めるということになります。そうすると大体、液が漏れることはありません。廃棄用ビニール袋にそれを入れます。廃棄用ビニール袋を保管用としてもっと大きな90ℓのものに全部入れて保管をしていただくということです。この保管用ごみ袋の内容物は、月に1回、産業廃棄物処理業者へ回収処理を委託するという形になります。

以上のような手順を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、お尋ねがありましたらお願いいたします。

○赤松委員

よくわかったのですが、学校で実施する時間は、週あたり、月あたり、どの時間に何回行うのかとかいうご説明がこの中になかったもので、そのあたりについて、どのような形になるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○学校教育課長

申し訳ございません。言い忘れておりました。

5ページをお開きください。5ページの左下に、学校歯科医の指示書の予定です。こういう指示書がとんでくるという予定になりますが、濃度は1回あたり450ppmとして、一人当たりの使用量は先ほど言いましたように10ml、実施回数は週に1回となります。

○赤松委員

どの時間にやるのですか。

○学校教育課長

時間帯は、それぞれ学校で考えてはいただくのですが、朝の時間帯が一番適当かなと思っております。といいますのは、前日に薬液を作って、そして、その薬液を持ち出して朝、あまり長く期間を置いておくとまたよろしくないのので、例えば、今、読書活動をしている時間とかそういうところでやらせていただければと思っております。

このフッ化物洗口をした後、水を飲んだりとかすると効果が薄れてしまうらしいです。食べ物を食べたりとか。ですので、それを考えれば、朝の時間が一番効果が上がるであろうと思っております。

○教育長

今に関連して、準備から大体何分ぐらいかかるのですか。

○学校教育課長

私もそのことが気になったので、今、実施されている宮崎市のことと、実際に実施をしていた日南で実施をしていた井手上指導主事から聴取をしたところです。希釈液を作るのは、みんな集まって、いっぺんに確認しながら作ります。その場所には、必ず管理職がいていただかないといけません。ですから、校長室で作ることが多いそうです。作るのは、2包入れて水道水を400ml入れてかき混ぜただけなので、それほど時間はかからないということです。実際に実施する場面では、押しながら渡して行って、ずっと静かに待っているらしいです。実際に1分間やって吐き出すまでは大体10分程度。ただそれから、それを集めて、使った道具を洗わないといけないということです。これをきちんとしないといけないので、先生方はそこから子どもたちがうがいをやっている間に、そういうものをきれいにしたり、水洗いで結構なのですけれども、洗っていただいて、きちんと干すということをやらなければなりません。ですから、その手間がかかりますということがありました。それを乾かすトレイも購入物と考えて、逆さにしてポンプも一緒に置いておくという形になります。

○濱田委員

使用器具を洗うのは保健室ですか。そういう特定の場所があるのですか。

○学校教育課長

多分、終わった直後に洗うと思いますので、担任の先生がみんな袋に入れて集めましたときに、確認します。教室の前には必ず水道がありますので、それを洗っていただくという形になると思います。

○濱田委員

それを干しておく場所というのは、

○学校教育課長

干す場所はまた校長室にそえは戻します。

○赤松委員

口に含ませて、それを出させる。その時30名の子供がいれば、30名全ての子供の様子を教師は見ておかないといけません。しっかり見ておいて、誤飲したのではないかとか、そういうことを自分できちんと確認しながら、はい、吐き出してと言って、みんな吐き出したことを確認した上で、はいそれでは次に進みましょうとしなければいけないと思います。子供が口に含んだりする活動を行っている時に、教員が目を離して、別に洗浄する作業とか、そういうのをするのは極めて危険な行為だと思います。不適切だと思います。そのあたりを具体的にどうするかという実施マニュアルみたいなものを準備して、セオリーどおりにきちんとやることを、校長を通して指導をすることが大切になるのではないかと思います。人間、慣れてくると、又、ほかのことに忙しかつたりすると、セオリーどおりに行わずに事故とか起きることが考えられます。そこは教育委員会できちんと、そういうマニュアルを作成して、校長を通して必ず基本どおりに行うようにしたほうが、実施する側の説明責任が果たされることになると思います。

○中原委員

大変だと思います。特に1年生で、児童一人一人の普段の生活スタイルではなくて、ほかのことは普通にできるのだけれども、ぶちぶちが普通の子でもできるかといえば、不得意な子もいるので、1回トレーニングというか、水でやって、この子は苦手そうだなと把握した上でやられるのが一番いいと。この子はちょっと落ち着きがないからというのとは関係ないから、できる、できないの差はあると思うので、そうめんを音を立てる子、できない子というのは見かけではわからないので、それと同じようなことが起こると。特に、低学年、とりわけ1年生、2年生等々は、誰ができるかできないかというのがあって、同じよ

うに1分間…。

○学校教育課長

私も家でやってみると、かなりつかれます。

○赤松委員

そのノズルのふた1個分が何ccぐらいなのですか。

○学校教育課長

ワンプッシュ5mlになります。

○赤松委員

ペットボトルのキャップ1杯が5～7、8mlあるのかなと。それにちょっと多い量を口に含むと、今話を聞いて、想像したのですが。だから今、おっしゃったように、低学年の子どもには結構、量が多いのかなと思います。実際に水で十分に試して、慣れさせて。

○委員長

お尋ねが戻るのですが、モデル校の中の選定理由が、既に入学前に経験している生徒さんがいる学校というのがあって、では実際に10校以外にもその生徒さんが実施しているのであれば、それほど考えるほど大変ではないのかなと、逆にそういう印象を持ったのです。そうですが、今、中原委員がおっしゃったように、具体的に、個人差もあって、私はやったことはないのですが、それをするというのは、ある程度、普通のお水とかでやってみる必要があるのかなと改めて思ったのですけれども。

もう一つ、おっしゃったように、マニュアルどおりにきちんとやるということがルーズにならないようには大事なのですが、今日の日誌というか、報告みたいな、書面で残すというものは決まっているのですか。誤飲者があったとか。

○学校教育課長

それは、すぐ報告を上げていただくようになります。その子の様子、もちろん、それを中和するカルシウム剤を飲ませてもらうのですけれども、その後の様子をきちんと見てもらってやらなければならないと。それもマニュアルのほうに。

○委員長

保護者の方は後で何か問題というか、そういうものがなきにしもあらずという感じがあると、記録で残るといふのは大事なかなと思います。

それともう一つ、余分なこともかもしれませんが、10校が決まって、歯科医師会と事前協議で、適切であると判断した学校というのはいよいよ沢山上がっていて、それでこの10校が選ばれたと理解してよろしいですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

今、実際に保育園、幼稚園、こども園で実施しているところは結構多くなってきておまして、そこで実施されているやり方は、毎日なのです。薄めて毎日やるという形でやってきているので、その子たちがそのままその地域の小学校に上がると限りはしないのですが、親の職場とか、そういうところでは、20校ぐらいかかわる学校が出てきているのではないかと思います。

○教育長

今後のことにも関わるとはけれども、職員の多忙感、仕事の問題はどこかで考えとかなないといけないと思うのです。そうすると、例えば、希釈液を作るところまでは外注して、それこそ、豊後高田みたいに持って来てもらって、余りの液は全部業者に持って帰ってもらうような形の予算措置をしてもらうような方向ででもしないと、学校は大変だと思います。先ほど、器具を洗うとかあるでしょう。そうするとそれは、フッ化物を水道に流すということになると、下水に流すということになると、それも色々な問題が出てくるので、必ずしも洗うのがいいのかどうか、その場で洗うのがいいのかどうか、器具はそのままです

こかで外注して、どこかでやってもらうのがいいのかどうか。そのへんまでを視野に入れておかないと、かなり先生方からの不満が上がってくると思うのです。だから、教育委員会としては、過重労働という問題、多忙感を一生懸命解消しようと方向性を打ち出しているのにも関わらず、これを入れてきて、多忙感を増しているのではないかと、どのように考えるのだということを追究されかねないものがあります。まずモデルとしてやって、非常に具合が悪かったら、そのところは訂正して行って、逆に簡略化していくか、負担がかからないような方法を将来的にきちんと追求していきますという方向性を示していくことは必要だと思います。

○学校教育課長

今回、10校選んでやることの大きな意義は、もちろん、子どもたちのむし菌を減らすというのも一つあるのですが、この事業自体がどの程度、学校に影響を与えるのかということも検証していきたいと。やり方を今、教育長がおっしゃったように色々な角度からの検討を加えていかないといけないと思っております。

○田中教育部長

希釈液を洗わずにどこかに置いておけば、それを持って行ってもらって、また取ってきてもらうとかいうのがあれば。

○教育長

豊後高田はそれをやっているということですね。

○委員長

先生は、生徒の実態を入念に見ていただくというだけのお仕事にさせていただければいいのではないかと。それは先生しかできないことわけです。もう実施する以上、現場をきちんと管理していただくのは先生のお仕事ですので、液を作ったりとか、そういうことをするのはやはり、ほかでいいような気がいたします。

○教育長

液を作るなどの仕事はやるべきではないと私自身思うのだけれども。

○赤松委員

逆に紙パックを学校で洗っていらっしゃるとお聞きしていますけれども、牛乳の紙パックを洗浄することとは、きちっと分けて考えなくてはならないのではありませんか。

○教育長

そのため3分2という条件はつけているのだけれども、ただそれでもやはり。ある意味、保護者の方たちの意識を喚起させる、ちゃんと歯磨きをさせましょう。こういうことをやって、むし菌を減らしましょうということをやらなければいけないことの保護者への訴えをやりながら、考えていただくのがいいのかも知れません。

○中原委員

幼稚園、保育園等でやっているというところに実際行ってみると、ちょっと飲み込んだことがある園児の名前は把握しておいたほうがいいのかなと思います。

○学校教育課長

事前にですね。

○教育長

へたくそな子も。

○中原委員

つい先日、そういうアンケートがうちの保育園のほうにもありましたけれども、しますか、しませんかとか。しませんと回答しましたけれども、やっているところも聞いたこともなかったものですから。園長先生、理事長先生のご判断でやられているのだと思います。

そういう材料とかも個人名で情報がもらえるようでしたら。

○教育長

そのための人員をもう一人増やしてくださいと。フッ化洗口のための人員を。

○委員長

先ほど説明があったのをもう一度お聞きして申し訳ないのですが、三分の二以上の保護者の同意のあったモデル校なんですね。このモデル校でも三分の一の方は参加しないという。

○学校教育課長

まだ、これからです。

○教育長

これはモデル校だけれども、これから全部やるかどうかわからないのです。ここで三分の二の調査をして、三分の二以上なければやらない。まだ決まったわけではないです。

○委員長

この10月のところで決まるわけですね。

○学校教育課長

そうです。

○委員長

10月の時点で三分の二以上の同意があったモデル校だから、この中から消える可能性もあるわけですね。そうすると、またここに10校補填されるのですか。

○学校教育課長

今年はそういうつもりは全くありません。

○委員長

5校になるか、10校になるか、それはわからないわかですね。

○教育長

学年によってやらない学年とやる学年も出ていいということですか。

○学校教育課長

一応、学校全体で三分の二ということにしております。ただ、拒否をされたところはもうしません。それは同じことになるので。

○教育長

1年から6年までアンケートをして、全体が三分の二あればやりますということですね。学年によってこの学年はやって、この学年はやらないとなるとちょっと困るので。

○田中教育部長

この10校については、議会上は伝えないわけですね。

○学校教育課長

伝えません。

○田中教育部長

案ということですね。

○教育部長

10校程度という予算になっていますという話です。

○濱田委員

保護者として三分の一のほうに入っている人たちが、どうしても自分ここはやらせたくないというような同意書を出さない人がいますか。

○学校教育課長

アンケートの中で、自分の子どもはさせないでくださいというお答えをいただいたところはしません。

○赤松委員

その子だけはしない。ほかの子がやっている中で、その子だけしていないということもあるんですね。

○学校教育課長

低学年の場合は、みんな同じことをやりたがるので、水でやらせます。

○教育長

先生は大変です。この子は薬剤で、この子は水でとすると。

○赤松委員

別件で、学校分収林というお話があったのですが、いわゆる学校林と考えてもいいですか。都城市内の学校で学校林を持っていらっしゃるほとんどの学校がそういうものを持っていらっしゃるのですか。あるいは、それはどのように生かされていていつているのか。

○学校教育課長

分収林といいますのは、森林保有者が造林、育林を行える者、費用負担者の三者、またはいずれかでもいいですけども、いずれか二者で分収林契約を締結いたします。造林、育林した後に伐採して、その収益を分け合う森林のことをいいます。ここでいう学校分収林は、国有林の場合は森林所有者が国、市有林の場合は森林所有者が市になります。学校側はPTA、または地域住民が中心になっていまして、造林育成を行うものとして、この二者の間で分収林契約を締結していえ、杉、ヒノキの伐採時期到来に伐採し、売却してもらって、売り払い代金の8割を学校側に還元しますということの事業になります。

分収林の契約は既に結ばれているのですけれども、必ず、学校側には、分収林委員会を立ち上げていただかないとその対象にはならない。それが10校ございます。立ち上げていただいた上に、学校分収林積立基金を設置していただく必要がございます。例えば、伐期は40年、50年という長いスパンですので、そういう契約を結びまして、森林保全課のほうに申請をいたします。ただ、学校側がもう少し待ってください。50年経っているけど、背が伸びていないのでということで、何年か延長契約を結んで、またその時が到来したときに伐採する形になります。

今回は、山之口の麓小学校にかかる分収林の収入として、162万9千円を計上しております。

○教育部長

最終的に基金の補助金を活用するのは学校の周年事業でありますとか、記念行事に活用計画を作っているだけでございます。

○委員長

議案第22号を決定させていただきます。

【報告第79号】

○委員長

報告第79号についてご説明をいただきたいと思っております。

○学校教育課長

それでは、報告第79号でございます。

学校運営協議会の委嘱及び運営についてでございます。1枚めくっていただきまして、臨時代理書をお出しください。

発令日がこの方だけ遅れました。7月27日、1名追加をいたします。姫城中学校岩佐法夫様でございます。早鈴自治公民館長でございます。これはなぜ遅くなったかと言いますと、姫城中学校はもともと7名体制で学校運営協議会をスタートさせたいと思っておりましたが、そのうちの1名、三浦亘さんという方が体の具合が悪くなられて、ご辞退をされたということで、7名体制に戻すために岩佐さんを入れたということでございます。

○委員長

お尋ねはありませんか。
学校運営協議会の委嘱についてはよろしいでしょうか。
それでは、報告第79号を承認させていただきます。

10 その他

- (1) 総合教育課意義の日程、協議事項の相談
- (2) 行事報告・予定等
 - ① 10月定例教育委員会開催予定
 - 日時 平成29年10月4日(水) 13:30から
 - 場所 南別館3階委員会室

以上で、9月の定例教育委員会を終了いたします。